鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告（令和7年度報告）

金沢市鳥獣被害防止対策協議会

1 被害防止計画の作成数、特徴等

金沢市内では中山間地域を中心にイノシシによる農作物被害が深刻になっているほか、砂丘地域や河北潟周辺でもカラスやカモ、小動物による被害が発生している。このため、農業者、農協及び行政等が連携し、捕獲体制の構築・侵入防止柵の整備を中心に被害防止計画を策定した。

2 事業効果の発現状況

イノシシ等の獣害対策として、中山間地域における侵入防止柵を計画的に整備すると共に、捕獲檻による有害鳥獣捕獲、緩衝帯の設置、講習会等の実施により、総合的な被害防止対策に取り組み、地元農業者が主体的に被害防止活動を行えるよう体制整備を行った。

3 被害防止計画の目標達成状況

被害防止計画の策定にあたり、令和5年度の被害金額及び被害面積を令和7年度までに3割削減する目標を設定し、イノシシ電気柵やサル用防護柵の設置、有害捕獲活動の推進につとめたが、目標を達成することができなかった。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名（協議会名）	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績										事業実施主体の評価	第三者の意見
										対象鳥獣	被害金額（千円）					被害面積（ha）					
											現状値	目標値	実績値	割合	達成率	現状値	目標値	実績値	達成率		
金沢市鳥獣被害防止対策協議会	市内一円	R5～7	カモ類 キジ カラス イノシシ ハクビシン タヌキ アナグマ クマ ニホンザル ニホンジカ	①侵入防止柵の設置 ②推進体制の整備 ③有害捕獲 ④被害防除 ⑤ICT等新技術の活用 ⑥ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大支援） ⑦緊急捕獲	①整備延長 電気柵（イノシシ） L=100,100m （内訳）R5:L=34,100m R6:L=37,100m R7:L=28,900m 電気柵シート（イノシシ） L=19,400m （内訳）R5:L=5,400m R6:L=8,900m R7:L=5,100m ワイヤーメッシュ柵（イノシシ） L=7,460m （内訳）R5:L=2,510m R6:L=2,450m R7:L=2,500m 複合柵（サル） L=4,090m （内訳）R5:L=1,600m R6:L=1,340m R7:L=1,150m 電気柵（クマ） L=600m （内訳）R5:L=200m R6:L=200m R7:L=200m 電気柵シート（クマ） L=100m （内訳） R7:L=100m ②協議会の開催、事務用品 ③捕獲檻、檻管理用プレート（イノシシ）9基 自動撮影カメラ（イノシシ）8台 補助者講習会、捕獲隊保険料 ヘルメット（クマ）、捕獲補助者帽子、捕獲腕章、事務用品 ④忌避資材実証委託（カラス） 害獣忌避剤、クマよけ用鈴、事務用品 ⑤捕獲通知システム 40台 ⑥ジビエ料理教室 3回 ⑦捕獲頭数 （イノシシ） R5:1,383頭（成獣860頭、幼獣523頭） R6:1,127頭（成獣651頭、幼獣476頭） R7:1,080頭（成獣637頭、幼獣443頭） （サル） R5:92頭（成獣82頭、幼獣10頭） R6:39頭（成獣34頭、幼獣5頭） R7:41頭（成獣32頭、幼獣9頭）	金沢市鳥獣被害防止対策協議会	R5	100%	金沢市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって、計画的に侵入防止柵を整備すると共に、捕獲檻による有害鳥獣捕獲、農地と林地の境界域での緩衝帯設置等総合的な被害防止対策に取り組み、地元農業者が主体的に被害防止活動を行えるよう、集落ぐるみの獣害対策を推進した。 農地への侵入経路付近等に設置した捕獲檻により、令和5年度から令和7年度の有害捕獲頭数はイノシシ3,590頭、ニホンザル172頭となった。	カモ類	5,877	4,113	5,668	44%	12%	7.70	5.39	1.41	272%	イノシシ、ニホンザルを中心に、侵入防止柵の整備、緩衝帯の設置、有害捕獲活動の推進により、一定程度、農作物被害を抑えることができた。 しかし、市内全体での被害を食い止めるには至らず、まだ多くの被害が発生しているため、防護柵設置、有害駆除の捕獲、緩衝帯の設置等の総合防除のより一層の充実を図ることで、防除と駆除の両面から有害鳥獣に対応していくことが必須となっている。 引き続き侵入防止柵の整備や捕獲の強化、柵や檻のきめ細やかな管理等の対策により、農作物被害の低減を図っていく必要がある。	イノシシ、ニホンザルの生息数や生息範囲は年々増加、拡大傾向であり、電気柵等の防護対策に加え、捕獲により個体数を減らすことが鳥獣被害の軽減のために必要である。 （金沢市鳥獣保護管理員）
										カラス	1,631	1,141	2,402	19%	−157%	0.19	0.13	0.23	−73%		
										キジ	314	219	0	0%	331%	0.07	0.04	0	233%		
										イノシシ	3,456	2,419	3,831	30%	−36%	3.22	2.25	4.07	−87%		
										ハクビシン、タヌキ、アナグマ	689	482	529	4%	77%	0.12	0.08	0.05	170%		
										クマ	0	0	6	0%	0	0	0	0	0		
										ニホンザル	166	116	509	4%	−686%	0.03	0.02	0.47	−4410%		
										ニホンジカ	0	0	0	0%	0	0	0	0	0		
											12,133	8,490	12,945			11.33	7.91	6.24			

注1：事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。

2：「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

3：鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

4：被害防止計画に定められた全ての対象鳥獣について、鳥獣ごとに実績値や達成率等を記載すること。また、合算達成率も記載すること。

5：次のいずれかに該当する場合には、達成率が低調であると判定すること。

（1）被害面積、被害金額等について、合算達成率が共に70%未満である場合

（2）次に該当する鳥獣種の被害面積、被害金額等について、対象鳥獣ごとの達成率が共に70%未満である場合

ア 被害金額全体（全ての対象鳥獣における被害金額（実績値）の合計をいう。以下イにおいても同じ。）の2割以上を占めるシカ又はイノシシ

イ 被害金額全体の5割以上を占めるシカ及びイノシシ以外の対象鳥獣

※達成率の計算＝(基準値−実績値)/(基準値−目標値)　　基準値は被害防止計画の「被害の軽減目標」における現状値を用いる。